

渡航自粛協力金のお知らせ

【給付対象者及び受給権者】

- ・ **給付対象者**は、基準日（令和2年8月1日）において、住民基本台帳に記録されている方、かつ申請時点で住民基本台帳に記録されている方
- ・ **受給権者**は、その方が属する世帯の世帯主

【給付額】

- ・ 給付対象者1人につき1万円

【給付金の申請及び給付の方法】

- ・ 給付金の申請は以下の2通りを基本とし、給付は原則として、特別定額給付金の振込口座への振り込みにより行います。
（1月中旬より順次給付開始）

【申請受付期間】 令和3年1月12日～3月1日（土日祝日除く）

【申請書】 1月8日より役場から各世帯主へ発送されます。

- 【申請方法】
- ①送付された申請書の必要事項を確認、記載し、封筒に入れ阿嘉慶留間出張所窓口へ提出
又は役場玄関設置の専用箱及び担当窓口
 - ②郵送による提出（切手をご自身で用意していただき、役場総務・福祉課まで郵送）